

## 希望番号予約済証の有効期限の延長について（対象地域の追加）

今般、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大されたことに伴い、令和2年4月7日付けの運輸支局長公示により既に対象となっている7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）を除く40道府県（以下、「追加対象地域」という。）に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月17日から5月31日までの自動車については、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を延長されることが、国土交通省より発表されました。

このため、希望番号システムにおいても、希望番号予約済証の有効期限を以下のとおり延長いたしますので、お知らせいたします。

### ○ 希望番号予約済証の有効期限の延長措置

#### 1. 延長期限

希望番号予約済証の有効期間が、令和2年4月17日から5月31日までに満了する車両について、一律、令和2年6月1日までその有効期間を延長します。

#### 2. 対象地域

7都府県を除く40道府県（新潟県も含まれます）

但し、新潟県では、新たなご当地ナンバー対象地域（上越市、妙高市、糸魚川市）の旧標板地名ナンバー「長岡ナンバー」は、5月8日（金）までしか交付できないことから、当該地域の予約済証の有効期限も5月8日（金）までの延長対応となります。

※ なお、今回の車検証の延伸に伴い有効期間が延長されるのは、希望番号予約済証の有効期間が対象であり、交換・再交付に係る交付期間については対象外になります。